

静岡産業大学転学科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第16条の2（転学部及び転学科）の規定に基づき、転学科に関して必要な事項を定める。

(転学科の時期)

第2条 転学科の時期は4月1日とする。

(出 願)

第3条 転学科を出願する者は、在籍年次の10月末日までに、転学科願（別紙様式）を在籍する学部の学部長に提出しなければならない。ただし、学生募集を停止した学科並びに教務委員会が認めた場合について、締め切り月日はこの限りでない。

(審 査)

第4条 教務委員会は、転学科願等により次の事項について審査し、受入の可否を決定する。

- (1) 学科における欠員の状況及び教育上の支障の有無
- (2) 出願の理由
- (3) 在籍年次までの履修成績と転学科後の履修可能性

(転学科の許可)

第5条 転学科の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(本人への通知)

第6条 転学科の可否については、2月末日までに出願者に通知するものとする。

(転学科した者の在学年限及び休学期間)

第7条 転学科した者の在学年限は、転学科前の学科に在学した年数を通算して8年とする。

- 2 休学の期間は、転学科前の学科において休学した期間を通算して3年を超えることはできない。

(事務の所管)

第8条 転学科にかかる事務は、教務課において行う。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、様式については令和 4 年 9 月 28 日から適用し、同日前は従前の例による。

様 式

転 学 部 願
転 学 科

年 月 日

静岡産業大学 学部

学 部 長 様

所 属 学 部

所 属 学 科

学 籍 番 号

氏 名

印

下記の理由により 学部 科へ 転学 部 科
したいので、許可されるようお願いいたします。

記

理 由

受入学部記載欄

受入学部 _____ 学年 年 学籍番号 _____

異 動 日 _____ 年 月 _____ 異動後の在籍期間 _____ 年 (_____ 年 月 まで)

教授会承認日 (_____ 年 月 日)